

3日獣発第304号  
令和4年2月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、令和4年1月21日付け3消安第4925号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの通知は、ムラミダーゼを新規飼料添加物として指定し、また、省令において *Trichoderma reesei* の遺伝組換え体が産生するムラミダーゼについて、ブロイラーを対象と定め、ムラミダーゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならないことを規定するとともに、規格・基準を設定したことについて、周知徹底を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先  
公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当 山本・守尾  
E-mail yamamoto@nichiju.or.jp  
TEL 03-3475-1601